

瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 12 号

瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例

(瀬戸市市税条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市市税条例(昭和 40 年瀬戸市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(たばこ税の税率) 第 65 条 たばこ税の税率は、1,000 本につき <u>5,262 円</u> とする。 (特別土地保有税の課税免除) 第 88 条の 3 本市が、重要な公共施設に係る事業を実施する場合において、当該事業の円滑な推進と公共の福祉の増進に寄与するため、当該事業の用に供することを目的とした土地の取得及び当該土地の代替地の取得が行われた場合について、当該土地又はその代替地を取得した者に対して課すべき特別土地保有税については、その課税を免除することができる。 附 則 (東日本大震災に係る雑損控除額等の特例) 第 7 条の 2 の 11 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 42 条第 3 項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」	(たばこ税の税率) 第 65 条 たばこ税の税率は、1,000 本につき <u>4,618 円</u> とする。 (特別土地保有税の課税免除) 第 88 条の 3 本市が、 <u>地方自治法第 2 条第 5 項の規定により定めた基本構想に基づき</u> 、重要な公共施設に係る事業を実施する場合において、当該事業の円滑な推進と公共の福祉の増進に寄与するため、当該事業の用に供することを目的とした土地の取得及び当該土地の代替地の取得が行われた場合について、当該土地又はその代替地を取得した者に対して課すべき特別土地保有税については、その課税を免除することができる。 附 則 (東日本大震災に係る雑損控除額等の特例) 第 7 条の 2 の 11 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 42 条第 3 項に規定する特例損失金額(以下この条において「特例損失金額」

という。)がある場合には、特例損失金額(同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第13条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第13条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

という。)については、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第13条の2の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第13条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。

3 第1項前段の場合において、第13条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この条において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかつたものとみなす。

4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第13条の

<p>3 <省略></p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第7条の2の13 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第11条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第12条の規定の適用については、「前条第1項の額」とあるのは、「前条第1項の額に500円を加算した額」とする。</p> <p>(市たばこ税の税率の特例)</p> <p>第9条 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る市たばこ税の税率は、第65条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,495円とする。</p> <p>2 <省略></p>	<p>2の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。</p> <p>5 <省略></p> <p>(市たばこ税の税率の特例)</p> <p>第9条 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る市たばこ税の税率は、第65条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,190円とする。</p> <p>2 <省略></p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(瀬戸市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 瀬戸市市税条例の一部を改正する条例(昭和41年瀬戸市条例第26号)を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>附 則</p> <p>この条例は、昭和42年1月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>第1条 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。</p> <p><u>(分離課税にかかる所得割に関する特例)</u></p> <p>第2条 第31条の4の規定の適用については、<u>当分の間、同条中「合計額」とあるのは、「合計額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額」とする。</u></p>
------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第2条の規定及び次条の規定 平成25年1月1日

第1条中第65条の改正規定、同条中附則第9条第1項の改正規定及び附則第3条の規定 平成25年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等(第2条の規定による改正前の瀬戸市市税条例第31条の2に規定する退職手当等をいう。)に係る第2条の規定による改正前の瀬戸市市税条例に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。